



火事の予防は正しい知識とよい設備

新しい宇治市の火災予防条例から

宇治市の新しい火災予防条例が、7月13日から施行されます。そこで、新しい火災予防条例の内容はどんなものか、特にみなさんに守っていただかなければならないこと、みなさんのご家庭や事業場に関係の深いものを中心にお知らせすることにします。

火を使用する設備の基準

火を使用する設備の位置、構造、管理などの基準を旧条例の規定より範囲をひろげて取り上げている。

つまり、炉、ボイラー、壁付暖炉、ガス湯沸設備、珪ごたつ、いろいろ、火花を生ずる設備、発・変電設備、蓄電設備、ネオン管灯設備、避雷設備、水素ガスを充てんする気球などの位置、構造の基準をきめたほか、アイロン、こて、置ごたつ、移動式ストーブなど火を使用する器具にいたるまでその取り扱いについての基準がきめられた。

火の使用についての制限

劇場、映画館、公会堂など公衆が集まる場所で消防長が指定するところは、喫煙したり裸火を使用したりはならないとか、たき火をする場合には、消火準備など火災予防上必要な処置をとることなどがきめられた

確実に届け出を

1 火を使用する設備を設置するとき

- ① 熱風炉
- ② 据付面積 2㎡以上の炉、かまど
- ③ ボイラー
- ④ 乾燥設備
- ⑤ 起毛機、反毛機、グラビヤ印刷機など、火花を生ずる設備
- ⑥ 高圧、特別高圧の変電設備（出力50kw以上）
- ⑦ 内燃機関による高圧、特別高圧の発電設備（出力50kw以上）
- ⑧ 屋内に設ける定格容量の合計200アンペアアワー以上の蓄電池設備（電圧48V以上）
- ⑨ 設備容量2KVA以上のネオン管灯設備
- ⑩ 水素ガスを充てんする気球

2 火災とまぎらわしい煙などを出すおそれのある行為をするとき

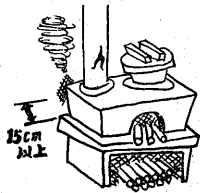
- ① 火災とまぎらわしい煙や火を出す行為
- ② 煙火の打上げや仕掛け

3 その他

- ① 劇場以外の建築物や工作物で演劇、映画などを開くとき
- ② 水道を断水または減水するとき
- ③ 消防車の通行に支障をきたすような道路工事をするとき

◆ 炉、かまど

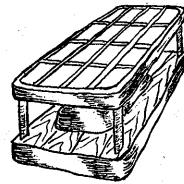
壁・柱から15cm以上離すこと。開放炉や常時油類を煮沸するかまどは、上部に天蓋と排気筒を設けること。液体燃料を使う炉、かまどは、壁・天井を不燃化し、燃料タンクはたき口から2m以上離し、配管は金属管とする。



◆ 珪ごたつ

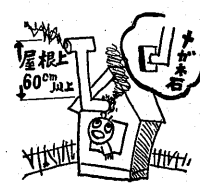
火床の内面は、不燃材料で造るか覆いをする。

◆ アイロン、こて
使用中は可燃物の上に放置しないこと。



◆ えんとつ（かまど、ストーブ）

小屋根、天井裏、床裏に面する部分は金属以外の不燃材料で覆い、貫通部分にはメガネ石などで遮熱すること。



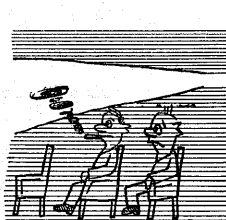
◆ こんろ、移動式ストーブ

可燃物から安全な距離をとること。不燃性の床とか台上で使用すること。燃料の容器が転倒したり衝撃をうけないようにすること。



◆ 禁煙（映画館、劇場）

映画館や劇場の客席でたばこを吸わないこと。



◆ たき火

消火の準備をすること。引火性・爆発性のある物の近くでたき火をしないこと。火事とまぎらわしいものは消防署にあらかじめ届け出ること。

◆ 花火

火災予防上支障のないところで消費すること。

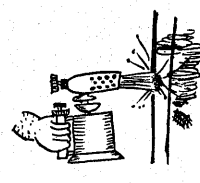


◆ ガスや電気による溶接作業

引火性・爆発性のある物や可燃物の近くでトーチランプなどによる加熱作業や溶接作業をしないこと

◆ 化学実験

引火性の蒸気を出す物品を加熱するときは、引火しないようにすること。



◆ 火災警報が出たら

屋外で火遊びやたき火をしないこと。山林・原野で火入れをしないこと。残火・取灰・火粉などを始末すること。



④ 指定数量未満の危険物を貯蔵したり取り扱う場合

⑤ 核燃料物質などを貯蔵したり取り扱う場合

4 公衆の出入りする建物を新築、増改築して使用するときは、7日までに届け出ること。

劇場、映画館、公会堂、集会場、

キャバレー、遊戯場、符合、料理店、飲食店、百貨店、マーケット、旅館、宿泊所、寄宿舎、下宿、共同住宅、病院、診療所、幼稚園、学校、公衆浴場、神社、寺院、教会、工場、作業場、倉庫、会社、官公庁、銀行など（建築面積150㎡以上のもの）

危険物の取扱いに重点

こんど改正されたうちで重要なものに、少量危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵や取り扱いがある。指定数量以上のガソリン、石油、モビール油などの油類、生石灰、濃硫酸、硫酸など危険物は、大火が発生し易い、大火を誘発し易い、消火活動が困難だというような理由から消防法で特別に取り扱われているが消防法で指定された数量以下のつまり少量の危険物を貯蔵する施設やその取り扱いについては、この新しい条例で細かい点まできびしく規制されている。たとえば、危険物を貯

蔵したり取り扱ったりする場所ではみだりに火を使用しないこと、常に整理、清掃して空箱や不要な可燃物を放置しないこと、周囲には巾2m以上の空地をつくるか防火へいを設けること、危険物のくず、かすなどは安全な場所にすてること、危険物をみだりに転倒させたり引きずったりしないこと、また危険物を貯蔵するタンクは厚さ2mm以上の鋼板を用いて気密に造ること、外面にさびどめすること、配管は金属管、陶管を用いることなどである。

★ 少量危険物（指定数量の1/5以上指定数量未満まで）

- 第1石油類
数量 20ℓ以上100ℓ未満
- アルコール類
数量 40ℓ以上200ℓ未満
- 第2石油類
数量 100ℓ以上500ℓ未満
- 第3石油類
数量 400ℓ以上2000ℓ未満
- 動植物油類
数量 600ℓ以上3000ℓ未満
- 生石灰
数量 100kg以上500kg未満
- 濃硫酸

★ 数量 40kg以上200kg未満

- 塗料類
ラッカー、シンナーは第1石油類に、石油系シンナー、酒精塗料、硝化綿、ラッカー、エナメルは第2石油類に、石油ワニス第3石油類に、酒精系シンナーはアルコール類に準ずる。
- ★ 準危険物 油カス、ゴムのり、ラッカー、パテ、ナフタリン、パラフィンなど27品目を大量に貯蔵したり取り扱う場合
- ★ 特殊可燃物 綿花、ポロ、紙くず、わら類など一定の数量以上を貯蔵したり取り扱う場合

火事・救急は
119番

危険！線路内の遊び

悪質ないたずらによる鉄道妨害事故が多くおこっています。こうしたいたずらから人命が数多く失われています。近道して線路を歩いたために、列車にひかれて死んだ人もあります。こんな事故が起こらないよう、みなさんのご協力を切にお願いします。

- ① 線路内への立ち入り、線路通行はしないこと。② 踏切では、一旦停止して、列車を確めること。③ 踏切の途中で立ち止まったり、立ち話をしないこと。④ 昼間看手のついている踏切でも、夜間やその他のときに無看手になるときがあるから、注意すること。⑤ 線路に小石、木片を置くなどくに子供のいたずらは厳重に取り締めていただくこと。⑥ 鉄道構内や線路に近いところで、ボール投げなど子供の遊びをさせないこと。⑦ 鉄道地内や車両に設備してある標識、機器には、絶対にさわらないこと。

—木幡駅長から—

7月15日からダイヤル 市外局番がかわります

宇治は「07741」に

大阪以外の近畿地方は、現在の市外局番「0」の次に「7」を入れます。したがって宇治の「0741」は「07741」京都「05」は「075」枚方「0204」は「07204」となります。大阪（吹田、守口、布施、尼崎を含む）の「06」はかわりません。

—宇治電報電話局—

身体障害者巡回更正相談

と き 7月26日（木）午前9時30分から午後2時まで

ところ 大久保公民館

対象者 身体障害者、身体障害児、戦傷病者

相談内容 医学的相談、補装具相談、療育指導、年金相談、職業相談、身上相談などお気がるにご相談におこし下さい。

—福祉事務所—